

松山市一般廃棄物収集運搬業（木くずの積替え又は保管を含む。）の 許可及び業務の執行に関する基準

（目的）

第1条 この基準は、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成7年規則第10号。以下「条例施行規則」という。）及び本市が定める一般廃棄物処理計画に基づき、木くずの積替え又は保管を事業の範囲に含む一般廃棄物収集運搬業の許可及び業務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 木くず 事業活動に伴って排出された木くずのうち、法施行令第2条第2号に規定するものを除き、再生利用が可能なものをいう。
- (2) 一般廃棄物収集運搬業 法第7条第1項に規定する業をいう。
- (3) 一般廃棄物処分業許可業者 松山市木くずの処分を事業の範囲に含む一般廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。
- (4) 申請者 積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者をいう。
- (5) 許可業者 積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者をいう。

（許可申請）

第3条 条例施行規則第12条第1項第2号に規定する市長が別に定める書類、図面及び写真とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次の事項を記載した事業計画書

- ア 設備の概要
- イ 標準的な作業内容
- ウ 作業時間
- エ 保管面積
- オ 保管容量
- カ 運搬を予定している一般廃棄物処分業許可業者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
- キ 公害等の防止の方法の概要

(2) 積替え保管施設の付近見取り図

(3) 積替え保管施設の配置を明らかにした平面図

(4) 積替え保管施設の構造を明らかにした平面図、立面図、断面図及び設計計算書

(5) 積替え保管施設内において保管を行う位置を記載した書類

(6) 積替え保管施設の正面及び側面の写真

(7) 物と金銭のフロー図

(8) 処理工程を説明する書類

(9) 事業予定地の使用権原を証する書類

(10) 次に掲げる関係地域住民の同意書

- ア 使用する土地及び積替え保管施設の権利者
- イ 隣接地の土地及び施設の権利者及び使用者
- ウ 水路を利用する場合は水利組合
- エ その他生活環境の保全上支障があると認められる者

(11) 事業計画書に記載した一般廃棄物処分業許可業者との間で交わしている、運搬に関する覚え

書の写し

- (12) 受取書の見本
- (13) 引渡書の見本
- (14) 帳簿の見本
- (15) その他市長が必要とする書類

(許可基準)

第4条 市長は、条例施行規則第13条第1項第4号に基づき、次の各号のすべてに適合する場合にのみ、積替え又は保管を含む一般廃棄物収集運搬業の許可をするものとする。

- (1) 申請者が、本市において、法第7条第1項の許可を取得し、2年以上当該許可に基づく事業を行っていること。
- (2) 申請者が個人の場合は、本市に住所を有すること。
- (3) 松山市一般廃棄物適正処理指導要綱を遵守し、積替え保管施設が積替え保管施設及び処理施設の立地に関する基準に適合していること。
- (4) 積替え保管施設設置場所について、次の事項を満たしていること。
 - ア 都市計画区域外、準工業地域、工業地域又は工業専用地域のいずれかであること。
 - イ 関係地域住民の同意を得ていること。
- (5) 積替え保管施設について、次の事項を満たしていること。
 - ア 木くずが飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、必要な措置を講じた設備を有すること。
 - イ 汚水が生じる場合、汚水が流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置を講じた設備を有すること。
 - ウ 事業計画に応じた計量器を有すること。
 - エ 産業廃棄物と混同することがないように、必要な措置を講じた設備を有すること。
- (6) 本市の区域外において発生した木くずを受け取らないこと。ただし、木くずが発生し、又は発生した区域の長から協議を受け、市長が承認した場合は、この限りでない。
- (7) 木くずは、受け取ってから14日以内に、事業計画書に記載した一般廃棄物処分業許可業者に引き渡すこと。
- (8) 木くずは、事業計画書に記載した一般廃棄物処分業許可業者に引き渡す場合以外に積替え保管施設の外へ出さないこと。ただし、特に市長が認めた場合は、この限りでない。

(許可業者の責務)

第5条 許可業者は、条例施行規則第16条第1項第4号に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 木くずの保管は、屋内で、かつ底面を不浸透性材料で覆われた施設で行うこと。
- (2) 積替え保管施設内に産業廃棄物を保管する場所がある場合は、一般廃棄物と産業廃棄物が混同しないよう、仕切りを設けるなど、区別すること。
- (3) 事業計画のとおり業務を行うこと。
- (4) 事業計画書に記載した一般廃棄物処分業許可業者が再生利用できる木くず以外のものを受け取らないこと。
- (5) 次の事項を記載した書面を添付した木くずでなければ受け取らないこと。
 - ア 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - イ 搬入者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - ウ 搬入量

- (6) 木くずを受け取ったときは、必ず計量すること。
- (7) 木くずを受け取ったときは、次の事項を記載した受取書を搬入者に対して発行すること。
 - ア 受取年月日
 - イ 搬入者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - ウ 受取量
 - エ 許可業者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
- (8) 前項の受取書の写しを2年間保管すること。
- (9) 木くずを積替え保管施設の外に出すときは、必ず計量すること。
- (10) 一般廃棄物処分業許可業者に木くずを引き渡す場合は、次の事項を記載した引渡書を作成すること。
 - ア 引渡年月日
 - イ 引き渡し先の氏名又は名称
 - ウ 排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - エ 排出者ごとの引渡数量及び総引渡数量
 - オ 許可業者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
- (11) 前項の引渡書の写しを2年間保管すること。
- (12) 次の事項を記載した帳簿を備え付けること。
 - ア 木くずの受取年月日、受取量、搬入者及び排出者の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
 - イ 木くずの引渡年月日、引渡数量、引き渡し先の氏名又は名称及び住所並びに連絡先
- (13) 許可業者は、一般廃棄物の処理に関し、周辺住民等との紛争の回避に努めるとともに、紛争が発生した場合は、責任を持ってその速やかな解決に努めること。
- (14) 許可業者は、事業に供する積替え保管施設の維持管理の状況を記録し、利害関係を有する者の求めに応じ閲覧させること。

(報告)

第6条 許可業者は、条例施行規則第17条第2項に基づき、次の事項について、当月分の事業の実施状況を翌月15日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 受け取り
 - ア 総受取量
 - イ 日ごと、排出者ごとの受取量
- (2) 引き渡し
 - ア 総引渡数量
 - イ 日ごと、引き渡し先ごとの引渡数量
- (3) 前月繰越保管量
- (4) 当月末保管量

(変更)

第7条 許可業者は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、直ちに変更後の内容を記載した事業計画書を市長に提出し、指示を求めなければならない。

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

この基準は、平成23年 4月 1日から施行する。